平成２３年（フ）第３６４号
千葉県市原市青柳80番地３　ハッピーハイツ103
債務者　小倉かおり（旧姓藤城）
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４１７号
千葉県習志野市谷津２丁目20番13号
債務者　西片　啓泰
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２８号
千葉県市川市南大野２丁目17番20号　エスポアールＡ101号
債務者　小野　眞司
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５１号
千葉市中央区葛城２丁目６番８号　工藤アパート201号
債務者　佐藤美裕紀（旧姓白石）
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５６号
千葉市花見川区花見川２番30棟104号
債務者　波田野憲子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
金沢市米泉町８丁目26番地　浦アパート３号室
債務者　三木　啓子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３３号
金沢市芝原町52番地２
債務者　八田外志則
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５号
石川県石川郡野々市町下林４丁目528番地
債務者　石尾るり子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地336　県住19―19、従前の住所石川県河北郡津幡町字庄ヘ22番地14
債務者　川渕ふ美子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
山梨県富士吉田市大明見1713番地の７
債務者　堀内ひとみ
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
山梨県富士吉田市下吉田872番地
債務者　荒井賀津恵
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
山梨県都留市田原１丁目15番20号
債務者　藤江　浩二
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
長野県松本市寿北７丁目６番Ｊ―305号　寿田町団地
債務者　宮坂みゆき
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１０７号
長野県松本市野溝西１丁目９番49号
債務者　藤井あや子
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１０９号
長野県松本市寿台４丁目３番５号
債務者　竹田　幹枝
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６号
長野県飯田市松尾代田1608番地１
債務者　中平　　徹
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１７６号
岐阜市弁天町１丁目７番地２
債務者　久保田　浩
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５６６号
愛知県小牧市大字二重堀181番地１　ミズノハイツ105号
債務者　鴨下　典子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部